

## 契 約 書 (案)

売払人五条広域事務組合と買受人 \_\_\_\_\_ は、公用車売却業務(日産 サニー)について、次の条項により契約を締結する。

(総則)

第1条 売払人は、次に掲げる物品（以下「当該物品」という。）を買受人に売り払い、買受人はこれを買受ける。

- 1 当該物品 別紙仕様書のとおり。
- 2 引渡期限 令和6年3月29日まで
- 3 引渡方法等 別紙仕様書のとおり。
- 4 買受人は、当該物品を公序良俗に反する方法で使用してはならない。

(契約金額)

第2条 当該物品の契約金額は、金 \_\_\_\_\_ 円  
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額は、金 \_\_\_\_\_ 円  
「取引に係る消費税及び地方消費税の額」は、消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定により算出したもので、契約金額に10/110を乗じて得た額である。

(契約保証金)

第3条 契約保証金は、五条広域事務組合契約規則（平成20年五条広域事務組合規則第2号）による。

(権利義務譲渡の禁止)

第4条 買受人は、この契約から生ずる一切の権利義務を第三者に譲渡し、又はその履行を委任することはできない。

(損害賠償)

第5条 買受人は、この契約を履行するうえで第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

- 2 買受人は、この契約を履行するうえで売払人の施設その他備品等に損傷を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
- 3 買受人は、この契約に定める義務を履行しないために売払人に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
- 4 第7条の規定により契約を解除した場合、買受人は売払人に生じた損害を賠償しなければならない。

(履行遅延による違約金)

第6条 買受人は、履行を遅延したときは、違約金を売払人に支払わなければならない。ただし、天災地変その他やむを得ない理由によると売払人が認めた場合は、この限りでない。

- 2 前項の規定による違約金は、遅延日数に応じ未納部分相当額に対し年14.5パーセントの割合で算出した額とする。

(売却代金の支払期日)

第7条 売払人は、契約金額を記載した納入通知書を送付し、買取人は当該納入通知書を受領してから30日以内に売渡人に対し、代金を支払わなければならない。

(契約の解除)

第8条 売払人は、買受人が次の各号のいずれかに該当するときは、催告をしないでこの契約を解除することができるものとし、このため買受人に損害が生じても売払人はその責めを負わないものとする。

- (1) 買受人がこの契約の条項に違反したとき。
- (2) 買受人に契約の履行に関し不正な行為があったとき。
- (3) 買受人に契約を履行する見込みがないと認められたとき。
- (4) 買受人が契約解除の申立てをしたとき。

(談合その他不正行為に係る解除)

第9条 売払人は、買受人がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、この契約を解除することができるものとし、このために買受人に損害が生じても、売払人はその責めを負わないものとする。

- (1) 買受人が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反し、又は買受人が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が買受人に対し、独占禁止法第7条の2第1項(独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。)の規定に基づく課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)を行い、当該納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。)
- (2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令(これらの命令が買受人又は買受人が構成事業者である事業者団体(以下「買受人等」という。)に対して行われたときは、買受人等に対する命令で確定したものをいい、買受人等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。)において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
- (3) 納付命令又は排除措置命令により、買受人等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間(これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。)に入札(見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
- (4) 買受人(法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)の刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
- (5) 買受人(法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)の刑法第198条の規定による刑が確定したとき。

2 買受人が共同企業体である場合における前項の規定については、その代表者又は構成員が同項各号のいずれかに該当した場合に適用する。

(談合その他不正行為に係る賠償金の支払)

第10条 買受人は、前条第1項各号のいずれに該当するときは、売払人がこの契約を解除するか否かにかかわらず、賠償金として、契約金額の10分の2に相当する額を売払人が指定する期限までに支払わなければならない。買受人がこの契約を履行した後も同様とする。ただし、前条第1項第1号から第3号までのうち、排除措置命令、納付命令又は審決の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法(昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号)第6項に規定する不当廉売である場合その他売払人が特に認める場合は、この限りでない。

2 買受人は、次の各号のいずれかに該当したときは、前項の規定にかかわらず、契約金額の10分の3に相当する額を支払わなければならない。

- (1) 前条第1項第1号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第7条の2第7項の規定の適用があるとき。
- (2) 前条第1項第4号に規定する刑に係る確定判決において、買受人が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
- (3) 買受人が売払人に談合その他の不正行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。

3 前2項の規定にかかわらず、売払人は、売払人に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合においては、買受人に対しその超過分につき賠償を請求することができる。

4 前各項の場合において、買受人が共同企業体であるときは、代表者又は構成員は、賠償金を連帯して売払人に支払わなければならない。買受人が既に共同企業体を解散しているときは、代表者であった者又は構成員であった者についても、同様とする。

(暴力団等排除に係る解除)

第11条 売払人は、買受人が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができるものとし、このため買受人に損害が生じても、売払人はその責めを負わないものとする。

(1) 法人等(法人又は団体若しくは個人をいう。以下同じ。)の役員等(法人にあつては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあつては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあつてはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。)に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は暴力団員ではないが暴対法第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者(以下「暴力団関係者」という。)がいると認められるとき。

(2) 暴力団員又は暴力団関係者(以下「暴力団員等」という。)がその法人等の経営又は運営に実質的に関与していると認められるとき。

(3) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしていると認められるとき。

(4) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(5) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(6) 法人等の役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

2 買受人が共同企業体である場合における前項の規定については、その代表者又は構成員が同項各号のいずれかに該当した場合に適用する。

3 売払人は、前2項の規定によりこの契約を解除したときは、これによって生じた売払人の損害の賠償を買受人に請求することができる。

4 前項の場合において、買受人が共同企業体であるときは、代表者又は構成員は、賠償金を連帯して発注者に支払わなければならない。買受人が既に共同企業体を解散しているときは、代表者であった者又は構成員であった者についても、同様とする。

(妨害等に対する報告義務等)

第12条 買受人は、この契約の履行に当たって、妨害(不法な行為等で、業務履行の障害となるものをいう。)又は不当要求(金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なもの認められないものをいう。)(以下「妨害等」という。)を受けた場合は、速やかに売払人に報告するとともに警察へ被害届を提出しなければならない。

2 買受人が妨害等を受けたにもかかわらず、前項の市への報告又は被害届の提出を怠ったと認められる場合は、五条広域事務組合の調達契約からの排除措置を講じることがある。

(契約規則の準用)

第13条 この契約の条項に定めるもののほかは、五条広域事務組合契約規則の定めるところによる。

(紛争の解決)

第 14 条 この契約の履行に関し紛争が生じたときは、公正な第三者を選定し、当事者と協議解決を図るものとする。

(雑則)

第 15 条 この契約書及び五条広域事務組合契約規則に定めのない事項については、売払人と買受人が協議のうえ定めるものとする。

この契約を証するため本書 2 通を作成し、各自 1 通を保有する。

令和 6 年 月 日

売払人 清須市阿原向北 5 5 番地  
五条広域事務組合  
管理者 永 田 純 夫 印

買受人

## 契 約 書 (案)

売払人五条広域事務組合と買受人 \_\_\_\_\_ は、公用車売却業務(マツダ ファミリア)について、次の条項により契約を締結する。

(総則)

第1条 売払人は、次に掲げる物品（以下「当該物品」という。）を買受人に売り払い、買受人はこれを買受ける。

- 1 当該物品 別紙仕様書のとおり。
- 2 引渡期限 令和6年3月29日まで
- 3 引渡方法等 別紙仕様書のとおり。
- 4 買受人は、当該物品を公序良俗に反する方法で使用してはならない。

(契約金額)

第2条 当該物品の契約金額は、金 \_\_\_\_\_ 円  
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額は、金 \_\_\_\_\_ 円  
「取引に係る消費税及び地方消費税の額」は、消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定により算出したもので、契約金額に10/110を乗じて得た額である。

(契約保証金)

第3条 契約保証金は、五条広域事務組合契約規則（平成20年五条広域事務組合規則第2号）による。

(権利義務譲渡の禁止)

第4条 買受人は、この契約から生ずる一切の権利義務を第三者に譲渡し、又はその履行を委任することはできない。

(損害賠償)

第5条 買受人は、この契約を履行するうえで第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

- 2 買受人は、この契約を履行するうえで売払人の施設その他備品等に損傷を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
- 3 買受人は、この契約に定める義務を履行しないために売払人に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
- 4 第7条の規定により契約を解除した場合、買受人は売払人に生じた損害を賠償しなければならない。

(履行遅延による違約金)

第6条 買受人は、履行を遅延したときは、違約金を売払人に支払わなければならない。ただし、天災地変その他やむを得ない理由によると売払人が認めた場合は、この限りでない。

- 2 前項の規定による違約金は、遅延日数に応じ未納部分相当額に対し年14.5パーセントの割合で算出した額とする。

(売却代金の支払期日)

第7条 売払人は、契約金額を記載した納入通知書を送付し、買取人は当該納入通知書を受領してから30日以内に売渡人に対し、代金を支払わなければならない。

(契約の解除)

第8条 売払人は、買受人が次の各号のいずれかに該当するときは、催告をしないでこの契約を解除することができるものとし、このため買受人に損害が生じても売払人はその責めを負わないものとする。

- (1) 買受人がこの契約の条項に違反したとき。
- (2) 買受人に契約の履行に関し不正な行為があったとき。
- (3) 買受人に契約を履行する見込みがないと認められたとき。
- (4) 買受人が契約解除の申立てをしたとき。

(談合その他不正行為に係る解除)

第9条 売払人は、買受人がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、この契約を解除することができるものとし、このために買受人に損害が生じても、売払人はその責めを負わないものとする。

- (1) 買受人が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反し、又は買受人が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が買受人に対し、独占禁止法第7条の2第1項(独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。)の規定に基づく課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)を行い、当該納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。)
- (2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令(これらの命令が買受人又は買受人が構成事業者である事業者団体(以下「買受人等」という。)に対して行われたときは、買受人等に対する命令で確定したものをいい、買受人等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。)において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
- (3) 納付命令又は排除措置命令により、買受人等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間(これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。)に入札(見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
- (4) 買受人(法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)の刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
- (5) 買受人(法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)の刑法第198条の規定による刑が確定したとき。

2 買受人が共同企業体である場合における前項の規定については、その代表者又は構成員が同項各号のいずれかに該当した場合に適用する。

(談合その他不正行為に係る賠償金の支払)

第10条 買受人は、前条第1項各号のいずれに該当するときは、売払人がこの契約を解除するか否かにかかわらず、賠償金として、契約金額の10分の2に相当する額を売払人が指定する期限までに支払わなければならない。買受人がこの契約を履行した後も同様とする。ただし、前条第1項第1号から第3号までのうち、排除措置命令、納付命令又は審決の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法(昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号)第6項に規定する不当廉売である場合その他売払人が特に認める場合は、この限りでない。

2 買受人は、次の各号のいずれかに該当したときは、前項の規定にかかわらず、契約金額の10分の3に相当する額を支払わなければならない。

- (1) 前条第1項第1号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第7条の2第7項の規定の適用があるとき。
- (2) 前条第1項第4号に規定する刑に係る確定判決において、買受人が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
- (3) 買受人が売払人に談合その他の不正行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。

3 前2項の規定にかかわらず、売払人は、売払人に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合においては、買受人に対しその超過分につき賠償を請求することができる。

4 前各項の場合において、買受人が共同企業体であるときは、代表者又は構成員は、賠償金を連帯して売払人に支払わなければならない。買受人が既に共同企業体を解散しているときは、代表者であった者又は構成員であった者についても、同様とする。

(暴力団等排除に係る解除)

第11条 売払人は、買受人が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができるものとし、このため買受人に損害が生じても、売払人はその責めを負わないものとする。

(1) 法人等(法人又は団体若しくは個人をいう。以下同じ。)の役員等(法人にあつては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあつては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあつてはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。)に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は暴力団員ではないが暴対法第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者(以下「暴力団関係者」という。)がいると認められるとき。

(2) 暴力団員又は暴力団関係者(以下「暴力団員等」という。)がその法人等の経営又は運営に実質的に関与していると認められるとき。

(3) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしていると認められるとき。

(4) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(5) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(6) 法人等の役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

2 買受人が共同企業体である場合における前項の規定については、その代表者又は構成員が同項各号のいずれかに該当した場合に適用する。

3 売払人は、前2項の規定によりこの契約を解除したときは、これによって生じた売払人の損害の賠償を買受人に請求することができる。

4 前項の場合において、買受人が共同企業体であるときは、代表者又は構成員は、賠償金を連帯して発注者に支払わなければならない。買受人が既に共同企業体を解散しているときは、代表者であった者又は構成員であった者についても、同様とする。

(妨害等に対する報告義務等)

第12条 買受人は、この契約の履行に当たって、妨害(不法な行為等で、業務履行の障害となるものをいう。)又は不当要求(金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なもの認められないものをいう。)(以下「妨害等」という。)を受けた場合は、速やかに売払人に報告するとともに警察へ被害届を提出しなければならない。

2 買受人が妨害等を受けたにもかかわらず、前項の市への報告又は被害届の提出を怠ったと認められる場合は、五条広域事務組合の調達契約からの排除措置を講じることがある。

(契約規則の準用)

第13条 この契約の条項に定めるもののほかは、五条広域事務組合契約規則の定めるところによる。

(紛争の解決)

第 14 条 この契約の履行に関し紛争が生じたときは、公正な第三者を選定し、当事者と協議解決を図るものとする。

(雑則)

第 15 条 この契約書及び五条広域事務組合契約規則に定めのない事項については、売払人と買受人が協議のうえ定めるものとする。

この契約を証するため本書 2 通を作成し、各自 1 通を保有する。

令和 6 年 月 日

売払人 清須市阿原向北 5 5 番地  
五条広域事務組合  
管理者 永 田 純 夫 印

買受人